

養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、養老町制施行70周年を記念し、町民等で構成する団体が企画し、実施する事業に対し、予算の範囲内において養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 養老町内に在住、在勤又は在学する者を含む団体
- (2) 養老町内を主な活動拠点とする団体
- (3) 団体の運営に関する規則（規約、会則等）を有している団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 養老町制施行70周年記念事業基本方針にのっとりした事業
- (2) 「養老町制施行70周年記念」を呼称に含む事業
- (3) チラシ及びポスター等のPR媒体に養老町制施行70周年記念ロゴマークを表示する事業
- (4) 補助対象者自らが主体的に実施する事業
- (5) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施し、完了する事業
- (6) 原則として養老町内で行われる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象

外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
- (3) この告示による補助金以外の補助金等(養老町地域総合活動交付金を除く。)又は公費負担を受けて実施する事業
- (4) 公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
- (5) 養老町暴力団排除条例(平成24年養老町条例第2号)第2条の暴力団、暴力団員又は暴力団等が関係する事業
- (6) その他町長が不相当と認める事業
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費の下限は、10万円とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内で、30万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 会員名簿又は役員名簿
- (4) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書の提出は、1団体（町内に設置する支部を含む。）につき1事業までとする。

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）について、養老町制施行70周年記念冠事業承認取扱要綱（令和6年養老町告示第50号）第5条第2項の承認を補助対象事業の範囲内で得たものとみなす。

3 町長は、第1項の補助金の交付決定をする場合において、交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（事業変更等の届出等）

第8条 交付決定団体は、次のいずれかに該当するときは、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は令和7年3月31日までのいずれか早い日までに、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる資料
- (5) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、交付決定団体に通知するものとする。

2 交付決定団体は、前項の通知を受けたときは、速やかに養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金請求書（様式第11号）により町長に請求するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、補助対象事業の実施にあたり、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

4 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金概算払請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（調査）

第11条 町長は、補助金事務の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業の決定に係る補助金の使途について必要な調査ができるものとし、交付

決定団体はこれに協力しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 町長は、補助対象事業が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付決定団体に対し、命ずることができる。

(決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定団体が前条の規定による命令に応じないときは、補助対象事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条第1項の規定により補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助対象事業の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

2 町長は、第10条第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該交付決定団体に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 前2項の規定により返還を命じるときは、養老町制施行70周年記念町民企画事業補助金返還命令書(様式第13号)により行うものとする。

4 補助金の返還に係る費用は、全て交付決定団体の負担とする。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条に規定する要件に該当する事案に係るこの告示の適用については、同日後もなお、その効力を有する。

別表（第4条関係）

区 分	主なもの
報償費	講師、専門家又は出演者等（以下「講師等」という。）への謝礼等
旅費	講師等の交通費及び宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費及び食糧費（会議等のお茶代及び講師等の特別な招待客の弁当代に限る。）等
役務費	通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料及び保険料等
委託料	会場設営費、警備委託料及び看板設置費等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料及び通行料金等
その他の経費	その他町長が特に必要と認める経費

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員等に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費
- (2) 団体の運営に関する経常的な経費
- (3) その他補助対象事業の実施に直接必要と認められない経費